

# リポート 東構協

2002年(平成14年)

新春号

[第12号]

発行 東京鉄構工業協同組合  
〒104 東京都中央区八丁堀3-9-5 KSビル6階  
-0032 TEL 03(5566)1595  
FAX 03(5566)1597



写真①あいさつする池田理事長 ②賛助会員らの紹介 ③結束を誓って声高らかに乾杯



## 熾烈な闘いに巻き込まれる年に

理事長 池田 英敏

平成14年の新しい年を迎え皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年、金子理事長より理事長職を引き継ぎ、その職の重みをひしひしと感じております。厳しい経営環境のためか10社近くの組合員の減少という多難の年となりました。今年も引き続き不況業種と位置づけられた倒産予備軍をかかえた建設業界の熾烈な闘いに巻き込まれる年になるであろうと思われま

す。巷では経営統合による事業の再編淘汰、業務特化をすることによっての生

産効率アップ、コストダウンを図っての収益性向上など勝ち残りをかけた企業の方向性を打ち出している昨今であります。

自助努力だけでは残れないことは明白な事実として物語っております。今後の東構協組合員の将来の飛躍の押しボタンがどこにあるのか、舵取りの難しさを痛感する次第です。次のステップとしては情報の開示と仕事の流通を考えた組合活動を推し進め、工場見学を軸にした相互間での意見交換を取り入れた活動を図りたいと考えております。

企業はスピードの二乗に比例すると言われていますが、勝ち残り企業になるため、共存原理への転換を図るべく軸足を固め、待ったナシのスピードで迫る経営環境に果敢にアタックしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

闘いを変えた企業は業績を伸ばし、そうでない企業は淘汰される。生か死か、二者の選択肢を課せられた大変厳しい一年であります。今年一年のご多幸とご健康をお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

(池田鉄工(株)社長)

## 組合理事役員 年頭の挨拶



相談役  
金子 升一

### 自社目標を一步ずつ

今日の時代の変化は、スピードがあり何があっても不思議でない時代となりました。不況不況と言われ、10年以上となり、本年は明るい見通しがあるかと何年かは期待した年もありましたが、一年一年終わっているのが今日この頃です。

昔は十年一昔といいましたが、今では一年が一昔の時代となり、十年を振り返るテーマとして「①品質保証への対応として協調と団結②事業推進に協力③団結を強化しよう④原価割れを断る勇氣⑤希望を持って前進しよう⑥初心に帰り活動展開⑦努力の継続で暖かい春を⑧更なる経営の効率化を」とリポート東構協で挨拶しておりました。

改めてこれらのテーマをみるとその時代の活動内容が分かると同時にいろいろ努力をしてもまだ十分ではなく、なお一層厳しい時代に突入していると実感しております。近年は都市銀行の合併、ミルメーカーの合併、商社建材部門の合併も発表されました、本年には「あっ！」と思われるゼネコンの合併も憶測されています。冒頭に申し上げた通り、何があっても不思議でなく日常のニュースに取り上げられているが、われわれにとって身近なニュースでは大変ショックに受け取られることが予想され、われわれ中小企業は本当に世の中にただ身をあずけるだけと思われるこの頃です。

組合の皆様は、どう考え、どのような対策を練っておられますか。

われわれ製造業は「材料の仕入れ」「製作」「販売」といわれる売る・買い・作るです。今日は販売先も問題ありと考え、買うことも先方の動向に注意

が必要であり、作ることについては品質の一段の厳しさと若年層の確保も必要であります。

皆様も長年の経験で十分考えて対応していると思いますが、今後、自分との闘いであり第三者的判断も必要となり、本来の組合活動を通じて一人でも多くの組合員と交流し、営業活動、品質向上、業界ニュースなど今まで以上に対応することが重要であり、勉強になることではないかと思えます。

一つの小さなニュースや組合員同志の小さなアドバイスにより自社の目標を一步一步進むことが一番重要な課題かと考えます。

景気もあらゆることから判断しても明るい見通しはないと考えた方が得策ですし、じっくりガマンするしかないと思う今日この頃です。

(那須ストラクチャー工業(株)社長)



副理事長  
総務・共済委員長  
松田 清明

### 表舞台から消えた道徳・優しさ

昨年は世界中で悪夢のようなニュースが駆けめぐりました。日本では沈みいく経済の中で、あちこちで犯罪や企業倒産が多発し、21世紀最初の年なのに「世紀末」という言葉がもっとも相応しいような有り様で、悲鳴・悲嘆の大合唱が渦巻きました。どだい、資本主義社会では他社との競争で勝ち残ることが至上命題で、そのためには人のことなど構っちゃられないのです。

技術を磨き、膨大な投資をして、ヒット商品を産み出し大量に生産・販売して利潤をあげる企業・企業家たちにとって当たり前の行動をとってきたのに過ぎないのです。これが順調に回転しているうちは経済波及効果は絶大で国は富み、人々は経済的に豊かになったのです。その反面、失われたものも大きかった。日本人の昔から持ってい

た諸道徳・優しさ等が表舞台から消えました。

しかし、いつまでも走り続けられるものでしょうか。ヒット商品を産み出せなくなったら、また供給過剰になったら膨大な生産設備と余剰人員が後に残ります。今、日本では物があふれ余っています。そんな時いくら消費喚起を叫んでも盛り上がるわけがないでしょう。むしろ、地球資源の無駄使いこそやめるべきなのではないでしょうか。

過去の政策の失敗から、あまりにもつり上げ過ぎた土地・株などが、歯車の回転が止まった途端に急速に減価しこれらを拠り所としてきた信用システムが崩壊してしまいました。金融機関は金を貸し出せなくなり、資本市場は信頼を失ってしまいました。まさにデフレです。そして人々のモラルも地に落ちてしまいました。

小泉内閣が経済の構造改革と行政改革を叫び、歳出入の均衡をはかろうと懸命の努力をしております。その方向性は正しいとは思いますが、うまくいくとは思われません。それでもなおこの政策を推し進めていかねば日本経済の再生はないのではないのでしょうか。ダメなら一旦墮ちる所まで落ちた方が良いのかも知れません。人々が他をあてにせず、自ら行く手を切り開こうという意思が芽生えれば、その時こそ復活の始まりとなるでしょう。

国民教育もモラルも今一度、構築し直さねばなりません。アメリカ型の資本主義に変わる新しい経済モデルが必要になるかも知れません。それがどういふものかまだ分かりませんが。

(松田鋼業(株)社長)



副理事長  
経営近代化委員長  
武田 忠義

### 相互扶助の精神で苦境克服を

失われた10年を取り戻すことができ

ないでいるが、われわれ日本人はいつから決断力をなくしたのだろうか。あの侍魂は、また瞬時の決断を誇った日本人は何処に行ったのだろうか。いつまでも問題の先送りをし、責任回避を続けることが問題を深刻にし、解決を困難にさせている。

今、日本は主要7カ国の中で最低の格付けを受ける国になっている。10年前には考えられなかったことだ。政治による政策の誤り、国に対する企業の甘え、何事にも無関心な国民——いろいろと要因はあると思うが、何か今までと違う感じがする。上から下まで自分だけが良ければ——の考えが強すぎる社会にいつのまにかなっていた。これに家庭教育、学校教育、地域社会が大きく関わっていると考えられる。昔のように物がなくとも皆が幸せを感じるような社会作りが今、必要ではないだろうか。

道路が欲しい、飛行場が欲しい、補助金が欲しい、何でも欲しい——何か狂ってはいないだろうか。欲しいものを変えよう。

こんなことを考えながら、ファブ(建設)業界の現状を考えると本当に悲惨な感じがしている。毎日のように倒産廃業の話聞き、誰一人助けることのできないもどかしさ。いや、助けるどころかお互い足を引っ張るほうが多い現実の中で、何のための友か、何のための組合か考えさせられることもある。何故、このようなことになったのかを皆さん一度考えてみて下さい。

これも自分だけが良ければという考えに起因していると思われる。自分だけが多くの仕事を(安値で)確保し、周囲に対して迷惑など考えずに常に自分だけこのようなことを皆で行っているうちは業界の安定などあるわけがない。自由競争の中においてもある程度は秩序が必要である。絶対量が不足している時は、仕事を皆で分ける位しか助け合いができないのではないか。今年も当組合の皆さん相互扶助の精神で苦境を乗り切っていこう。

(叶産業(株)社長)



副理事長  
耐震補強委員長  
Mグレード部会長  
池谷 春夫

## 忘れてきた「ゆとりと豊かさ」

ゆとりと豊かさを求めて経済的に非常に豊かな国になったと誰もが感じられるようになったのは、10年前のことでした。日本は驚くべきスピードで高度成長を遂げ、経済大国と呼ばれるようになりました。その結果、われわれの身の回りでは、物が豊富に溢れ、不自由なく手に入り、生活はますます便利になりました。これを「ゆとりと豊かさ」と呼ぶのであれば、本当の意味での「ゆとりと豊かさ」とは何なのであろうと考えざるを得ません。高度成長期に、あまりにもがむしゃらに働きすぎたため、本当の意味での「ゆとりと豊かさ」を忘れてきたような気がします。本当の意味での「ゆとりと豊かさ」とは、心の豊かさなのではないでしょうか。

しかしながら、心の豊かさを考える時、生活の基本である家庭と社会についての道徳、マナーの問題にいきつくのではないのでしょうか。他人に害を与えなければ何をしてもよいという自己中心的な考えを改め、今後、身につけるべき道徳、マナーについて今一度、考える必要があると思われます。

豊かさは、ゆとりよりも経済的、物質的が強く、ゆとりは豊かさよりも精神的、気分的要素が勝るのではないのでしょうか。年齢のせい、それとも現在の経済不況のせいなのでしょうか、何とも説明しがたい不思議な気分やイライラした空虚感が私のなかで漂っています。先行きの不安感もあると思います。

それはさほど深刻な問題ではないかも知れません。また現在の社会において労働者の間では労働時間や休日がか

ちんと取れる会社が魅力的で良い会社ということが、会社を選択する上での理由の一つであると思われます。

実際には労働者の間では会社の仕事ですべてと考える「会社人間」からの脱皮を求め、職場以外での生き甲斐を見出そうと考え、実行するのはごく自然であると思います。現況の生活ではさらにゆとりを追求し、仕事に迫られる働きバチから新たな発想は生まれ難いのではないのでしょうか。現在の不況に勝つためには、新たな製品開発、アイデアを提案し、ゆとりある創造的活力こそ、われわれ業種が生き残る道かと思われれます。

本年も昨年の経験を生かし、本組合の耐震補強工事受注に向け、一層の情報交換を図り、組合員一同の団結によりより良い年になりますよう頑張りましょう。(日東鉄工(株)本部長)



副理事長  
教育・技術委員長  
西地区長  
森 明

## 新しい所得水準の目標を

バブル経済以前の高度成長期を迎えた時期、「国民の皆さんの所得を倍にします」と言った総理大臣のもとで国民は一致団結して高度成長を成し遂げたことを思い出す。今こそ「国民の皆さんの所得はこうなります」と具体的な目標を明示できる国家的レベルの指導者が現れなければ、この日本は今の低迷する経済から脱却できないのではないかと。

構造改革だ何だと言っても国民の一人ひとりそれよりも自分自身の暮らし向きがどうなるのかの方が差し迫って重要なのであり、一度体験したことのある高賃金や賞与を今のそれと比較して、いつも不満に思うし、その持続をはかるべく勉める結果として消費を控えて自衛の構えとなってしまふ。

一方でIT時代を讃歌して情報革命

を果たしつつある世界の情勢にあり、日本人の所得の数分の1の所得の生産国よりもたらされる数々の物価が混在する異常さが長く続くことは国の経済を円滑に繁栄させる基にはならない。

小規模な鉄骨工事をまとめて海外生産をするから国内でそのフォローをしてほしいと相談を受けた。一物一価の原理を無視できない現実を見据えた今日、もはや個々の企業の合理化や節減ではなく、世界に共通するコストの実現のためには、働く人の所得を国家的に納得できる適正な水準に設定する以外にないと思う。

今回、内閣閣議決定した国会議員歳費の10%削減は、単に痛みを分かち合うというのではなく、すべての国民に新しい所得水準の目標を示し、それに合致する支出の想定を公共料金などの改訂等を含めて言明すべきである。

ことさら今の所得の維持に固執することにより、リストラの人員減を無理な労働でカバーして、辞めても残っても地獄と化し、景気回復どころか国民衛生的にも良いことはない。少し極端な内容になった。本年も組合員皆様の変わらぬご指導を頂きたく、あえて愚考を申し述べました。

(日本鉄構建設工業(株)社長)



理事  
中区長  
涌田 好司

### 情報交換など相互でレベル向上を

昨年4月、小泉内閣発足以来8ヵ月有余、高い支持率に支えられ「聖域なき構造改革」を断行しようとしているが、「痛みを伴う」のうちの「痛み」だけが先行して、われわれ最も待ち望んでいる景気対策は今のところ、まったく打ち出しておらず、果してわれわれ中小企業がこの痛みに堪えていけるのか不安でなりません。

今年も長引く不況に加えてアメリカ

同時多発テロ事件の影響を受け、日本経済はますます不透明になりつつあり物価下落と景気後退が同時に進行するデフレスパイラルに突入する懸念が見受けられ、かつてない危機感を持っております。

このような厳しい状況の中でこそ、われわれファブが生き残りをかけて各企業ごとに品質の向上、生産技術の向上、コストダウンなどの努力を重ねていかななくてはならないと同時に組合活動を通じて、さまざまな情報交換をしながらお互いにレベルアップをしていければと思います。

今年もなお一層のご指導を賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。(わくた工業(株)社長)



理事  
東地区長  
前田 昭男

### 業界自身でネットワークの構築を

昨年に松島炭鉱池島鉱業所、そして今年早々に太平洋炭鉱釧路鉱業所と、最後まで残されていた2つの炭鉱が閉山し、ここにかつて繁栄をきわめた炭鉱も日本国内からは姿を消しました。

私は大学卒業直後より約5年間、松島炭鉱池島鉱業所でお世話になった身ですが、昭和39年入社当時、すでに日本の石炭産業は石炭から石油へのエネルギー革命や海外炭との価格差の拡大により、斜陽産業と言われ、大きな曲がり角に直面していました。

私の就職後も中小の炭鉱や大手の採算の悪い事業所が次から次へと閉山しいわゆる炭鉱離職者を多数、しかも急速に発生させました。

当時、政府もこの対策に取り組み、他の炭鉱や他の産業分野への再就職をはかりました。松島炭鉱へも多くの人がやってきましたが、炭鉱よりもはるかに受け皿の大きい異業種の全国の工場へ再就職した人々が、ほとんどでし

た。慣れた土地や仕事を離れてまったく新しい環境に移っていくことに対する不安、気苦労は大変なものであったと思われまます。「去るも地獄、残るも地獄」と言われた所以であります。

私は当時、まだ元気いっぱいだった松島炭鉱にいたせいもあり、まだ若くもあり、さほど身にしみて感じませんでした。現在、大変厳しい鉄骨業界、ひいては建設業界に属する身として当時の石炭業界の状況が建設業界の現状と重ね合わせて今更ながらのように思い起こされます。

今後、建設業界、鉄骨業界においてもまだまだ失業者が増大するものと予想されていますが、再就職についてはハローワークや人材銀行などに頼るだけでなく、業界内自身でも強いネットワークを築き、とくに優秀な技術者、技能者を業界内に留め置き、今後の業界の発展に寄与していけるようにする対策をたてる必要があると考えます。

わが業界は今現在は、本当に大変な状況にあるとは思いますが、(日本国内の)炭鉱とは違い、今後の世の中の進み具合や技術革新によってまだまだ大きく発展する可能性があるものと信じています。今年もさらに力を振り絞って頑張っていきたいと思います。

(株)前田製作所社長)



理事  
石郷岡 梅雄

### 低迷からの脱出を

2001年度の総会にて理事に任命され、半年が過ぎました。池田理事長はじめ先輩理事の皆様のお役に立っていますかどうか。役を拝命し、役員皆様のご苦労の程、痛感を致しました。

我々の業界は相変わらず低迷し、事業所各々が経費削減、リストラ等を実行しても、なお厳しいのが現実です。

また、BCR、SN、SM鋼材の普

及や入熱バス間温度など次々と要求され、それらが価格に反映されない業界も珍しいのではないのでしょうか。その状況下で次代の人達へ引き継ぎも考えなければなりません。

地区会も今期より理事長提案のもと2カ月に1回開催の要望がありました。西地区の森地区長の副として、ご指導を仰ぎながら皆様のお役に立てればと思っています。これまで中・西地区合同で7月に耐震補強(八王子)、認定工場性能評価、12月には建築構造鋼材の新しい品質証明方式(立川市)を開催し、森地区長の説明後、懇親会を行いました。組合員の皆様、認定取得のためではなく、地域の同業者として愚痴を話すもよし、なお一層の前進のために勉強会や情報交換を行い、現在の低迷から脱出できるようスクラムを組み頑張っていきたいと思います。

私も、今年、還暦を迎えます。馬の如く元気いっぱい駆け回りたいと思っています。(株)石郷岡工業社長)



理事  
角鹿 茂

## 足立工業会との相互交流を

振り返りますと21世紀の幕開けとなった昨年は国内経済に回復の兆候は伺えず、われわれファブ業界にとって極めて厳しい1年となりました。2001年度の鉄骨需要量は700万ト、割れがほぼ確実とされ、鋼構造ジャーナルなどの報道にもありますように全国的にファブの経営破綻や廃業が後を絶たず、業界淘汰が急加速いたしました。一方、年末には準大手ゼネコンの青木建設が経営破綻を表明。これを皮切りに今年も建設業の破綻が相次ぐとの憶測もあり、引き続き予断を許さない情勢が続くものと推測されます。こうした厳しい状況下であって、われわれ中小ファブが生き残りを図るには、会員相互が

確固たる結束のもと英知を出し合っていく他にありません。

立場の弱い中小企業が互いに手を取り合い、共存共栄を目指すという協同組合の存在意義、活動理念を改めて思い起こし、再度身を締め直して各種活動に取り組んでいきたいと考えております。

また、一方では既存技術を生かした関連分野への方向転換など鉄骨加工にとらわれない柔軟な発想を持つことも必要ではないかと思えます。手前味噌で大変、恐縮ですが弊社では数年前より自社独自の開発「ユニット住宅」の研究を重ねてまいりました。昨年後半より、ようやく販売活動を開始することができ、受注残を残し、新年のエネルギー源として長引く不況を乗り切りたいと考えております。

また、私自身、昨年度から東構協の理事を仰せつかっておりますが、この他に東京・足立区周辺のファブ60数社で構成する東京足立鉄骨工業会の会長を務めております。同団体は、小規模なファブで構成しておりますが、厳しい情勢下で生き残り策を模索し、適正品質の確保に努め、鉄構業界の健全な発展に寄与するという命題は本組合と共通するところでもあります。目標を同じくする仲間として今年は両団体が相互交流を深めることができれば幸いだと考えております。皆様のご理解、ご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。(株)角鹿鉄工社長)



理事  
中川内 伸吉

## コミュニケーションを大切に

近年、多くの業種において年末年始に働く人が多い中で、年の節目をじっくり過ごせるのは有り難いことです。

先代社長より会社を引き継いで、早6年が経ちました。その間、景気が低

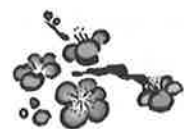
迷したとはいえ、わが社も繁栄と呼ぶには程遠い場所にいます。私自身の経営能力の乏しさによるところが大きく、省みてばかりの正月になりました。

勉強のためにと他業種の経営者の方からお話を伺います。多忙を極める方にもかかわらず、ご自身の経験談や経営方針等をじっくり聞かせて下さいませ。興味深いお話の多くは、いわゆるワンマン社長と呼ばれる方たちです。良い意味でのカリスマ性を持っておられます。年齢、業種に違いはあれ、一様に口を揃えて「企業はそこに働く人達の幸せと利益を追求し続けなければならない」とおっしゃいます。まったく同感に思います。

ある方は人と仕事の結びつきを例えるならば……と左右の人指し指を合わせ、人と人が寄り添うことでこの字ができるのだと毎回のようには話されます。しかし、これが不思議と何回聞いても飽きません。羨ましいことに、昨今の厳しい情勢の中でも、その会社は当然のように高い利益をあげているのです。企業とお客様、社員とその家族、協力会社と仕入れ先、すべての結びつき次第で良くも悪くもなるのだと実感するので。

近頃の日本人は対話でコミュニケーションを得る大切さを忘れていないのでしょうか。斯く言う私自身もお客様への書類等、ファックスで送る習慣となり、先方も会って時間を費やすよりも無駄のないやりとりを有効とします。ちょっと昔の台詞の「話せば分かる」。じっくり話してみれば互いをもっと知ることができます。

こんな寒々とした時代です。真正面に向き合って支え合いながら厳しい時を乗り越えていかねば、と感じるこの頃です。この業界に、世の中に、明るい笑い声が戻ってくることを信じ、また皆様のご健勝を祈りつつ、この稿とさせていただきます。(株)中川鉄工所社長)



## 地区会員名簿

東地区 (33社) 地区長 (株)前田製作所 前田 昭男

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	那須ストラクチャー株式会社	H	12.	株式会社佐久間鉄工	R	23.	富士工業株式会社	R
2.	株式会社飯田製作所	M	13.	城北工業株式会社	R	24.	株式会社コイフ	J
3.	清水鉄工	M	14.	鈴木鉄工建設株式会社	R	25.	株式会社杉本鉄工建設	J
4.	中央ビルト工業株式会社	M	15.	有限会社高市工業	R	26.	株式会社辻工作所	J
5.	株式会社中込工業所	M	16.	株式会社角鹿鉄工	R	27.	株式会社長谷川工業	J
6.	株式会社前田製作所	M	17.	津覇車輛工業株式会社	R	28.	有限会社矢萩鉄工	J
7.	吉岡工業株式会社	M	18.	株式会社東洋鉄骨	R	29.	有限会社若松工業所	J
8.	株式会社谷村製作所	M	19.	株式会社中川鐵工所	R	30.	木村鉄工建設株式会社	未
9.	株式会社有坂鉄工所	R	20.	中山建設株式会社	R	31.	熊谷工業株式会社	未
10.	株式会社奥村鉄構	R	21.	林鉄工株式会社	R	32.	有限会社富士興鐵	未
11.	黒木鉄工株式会社	R	22.	三進建鉄有限会社	R	33.	ヤナセ工業	未

中地区 (15社) 地区長 わくた工業(株) 涌田 好司

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	株式会社白川	H	6.	井上鉄工株式会社	R	11.	大伸鉄工株式会社	J
2.	池田鉄工株式会社	M	7.	株式会社鎌建工業	R	12.	有限会社牛島工業所	未
3.	日東鉄工株式会社	M	8.	有限会社修和鉄工	R	13.	共立工業株式会社	未
4.	松田鋼業株式会社	M	9.	株式会社帝都建工	R	14.	日精株式会社	未
5.	わくた工業株式会社	M	10.	東京建鉄株式会社	R	15.	ミサワバン株式会社	未

西地区 (28社) 地区長 日本鉄構建設工業(株) 森 明

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	叶産業株式会社	H	11.	株式会社大須賀製作所	R	21.	有限会社橋本鉄工	R
2.	川岸工業株式会社	H	12.	小沢鉄工建設有限会社	R	22.	有限会社藤本鉄工所	R
3.	株式会社石郷岡工業	M	13.	有限会社小林鉄工	R	23.	株式会社河村鉄工所	R
4.	小島工業株式会社	M	14.	株式会社酒多鉄工所	R	24.	近藤鉄工株式会社	J
5.	株式会社矢嶋	M	15.	有限会社坂爪建鉄工業	R	25.	吉川鉄工建設	J
6.	日本鉄構建設工業株式会社	M	16.	島崎工業株式会社	R	26.	株式会社佐々木鉄工所	未
7.	有限会社天野鉄工所	R	17.	株式会社大栄鉄興	R	27.	株式会社敏鉄工	未
8.	株式会社栗野鉄工所	R	18.	株式会社高水鐵工	R	28.	有限会社モリヤ鉄工	未
9.	井戸建鉄株式会社	R	19.	有限会社中央製作所	R			
10.	株式会社一本木鉄工	R	20.	東洋鋼機株式会社	R			

### 青年経営者委員会



幹事長  
吉岡 晋吾

顔も知らない同僚の起こした事件で会社解体や解雇の不安を抱える名門企業の社員、相変わらず利権を追い求める政治家とエゴに凝り固まった権力抗争、そして歯止めが効かない株の下落と加速する円安——経験したことのないデフレ現象に対して、答えを見出せ

ないこの国の経済戦略。増え続ける債務と完全失業率——ほんの少し前まで世界有数の経済大国、寵児と持てはやされ、海外の資本まで買いあさっていたのが信じられないほどの変わり様だ。

国際競争の大きな波の前に経営基盤の強化を目指して産業構造は今、本格的な統合と再編に向かっている。なかなか実現しなかったゼネコンの世界でも、そうした動きがみられ始めた。ただ、そこに向かう限り避けられないのは、淘汰である。構造改革といってしまうと聞こえはよいが、結局は「御和算」ではないか。時代は、それらを前に意識改革や方向転換を迫るが、そんなにたやすいものではない。

我々ファブは、社会資本の一翼を担っている。資格や認定取得により、安全で、かつ安定した製品供給を使命としている業界である。格付けの時代にあつて、差別化も一層進むであろう。ただ、問題は真つちに努力した報酬が正當に評価されない現実にある。

それが業界の永遠の命題であることは承知している。しかし、こうした経済基盤が大きく激動する時代にあつてこそ、さらに一歩踏み込んで考えるテーマであろう。

我々が向かう道——夢多き、魅力溢れる未来であることを切に願う。

(吉岡工業(株)専務取締役)

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律について

はじめに

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入札契約適正化法)が平成12年11月27日に公布され、平成13年4月1日から施行された。この法律の制定の背景は、建設業界の古い体質及び業界と政官との不透明な関係の払拭にあると考えられる。

建設業界の古い体質(慣習)の一つに元下関係の片務性があり、この法律は、その意図するところを汲み、片務性の改善を図る一つの拠り所となると考えられる。

そこで、この法律の鉄骨業界に關係する部分と建設業法(以下、業法)の關係条文の解説と鉄骨業界の採るべき方策を以下に述べる。

1. 入札契約適正化法の概要(次頁)
2. 「施工体制の適正化」に関する建設業法の概要
  - 1) 業法第19条「建設工事の請負契約の内容」
    - 第1項: 契約事項(契約書の内容)
      - 1 工事内容
      - 2 請負代金の額
      - 3 工期
      - 4 代金(前払い又は出来形払い含む)の支払時期及び方法
      - 5 設計変更等の場合の請負代金の額の変更の算定方法
      - 6 その他

2) 業法第24条の7「施工体制台帳及び施工体系図の作成等」

公共工事及び民間工事を問わず適用される。

元請が契約する下請契約の請負代金の額の合計が45,000千円以上の工事(元請が建築一式工事の場合、これ以外は30,000千円)に対して適用(以下、施工体制台帳作成工事)され、元請は「施工体制台帳」を作成し、工事現場ごとに備え置き、発注者からの要請があ

れば、その閲覧に供しなければならない。

公共工事については「入札契約適正化法」により発注者へその写しの提出が義務づけられた。

○業法施行規則第14条の2「施工体制台帳の記載事項等」

施工体制台帳は所定の記載事項と添付書類から成り立っている。

第1項: 記載事項

- 1 元請負人に関する事項
- 2 下請負人に関する事項

第2項: 添付書類

- 1 元請の契約書の写し及び下請の契約書の写し

「契約書」は「請負代金の額」の記載のあるもの〔注文書は不可〕、ただし民間工事にあつては二次下請以降は請負金額抹消可、公共工事にあつては二次下請以降も請負金額記載

○建設業法施行規則の改正

適正化法の施行に伴い業法施行規則第14条の2「施工体制台帳の記載事項等」第1項第1号が次のように改正された(平成13年10月1日施行)。

「公共工事にあつては、施工体制台帳に添付する下請契約書はすべて請負金額の記載されたもの」

3. 入札契約適正化法の鉄骨業界に關係する部分と対応

- 1) 入札・契約に係る情報の公表(法律第2章: 情報の公表、第4, 5, 6, 7, 8, 9条)

○公共工事の発注予定〔予定価格: 2,500千円超の工事〕

○落札者名、落札金額

○契約の内容(契約者、工事の内容、工期、契約金額等)

さらに「適正化指針」(ガイドライン)のなかで「予定価格及び積算内訳」の公表を提示している。

これらの情報は揭示、閲覧またはイ

ンターネットで公表されるので、速やかに入手し鉄骨工事の見積、ネゴに活用することは可能である。

2) 施工体制の適正化(法律第4章: 施工体制の適正化、第12, 13, 14条)

○受注者(元請)は、発注者に対し業法第24条の7に定める「施工体制台帳」を提示しなければならない。

○発注者は、施工体制の状況を点検しなければならない。

公共工事の施工体制台帳作成工事については、発注者に施工体制の点検(確認)を義務付けているので施工体制台帳の作成は実施されると思われる。国土交通省及び東京都においては、それぞれ「工事現場における施工体制の点検要領」及び「東京都工事施工適正化要領」を定めて確認を行うこととしている。

施工体制台帳の添付書類のうち下請契約書〔鉄骨工事請負契約書〕については、業法第19条に規定する契約書〔注文書は不可〕の作成を確認する必要がある。また、特に契約書の請負金額については、実際に支払われる金額(確定金額)が記載されていることを確認する必要があるが、現状では困難であると思われる。

3) ファブあるいは業界としての対応策

(1)下請契約書について

この契約書については、今後の元請との対等な関係(双務契約)を築いていく上で極めて重要なものである。

従って、今回の公共工事の入札・契約の適正化法の施行を契機として、公共工事の施工体制台帳に添付する契約書については、業法第19条各号に掲げる事項が網羅された内容のものであることの確認(当事者双方の押印が必要)あるいは、関係先への要請が重要である。

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

## 目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

### 入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

### 全ての発注者に義務付ける事項

#### (1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表  
(見通しが変更された場合も公表)

#### (2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等

#### (3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

#### (4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

### 各発注者が取り組むべき ガイドライン

#### (1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

#### (2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
  - ・不良不適格業者の排除
  - ・ダンピングへの対応
  - ・入札・契約のIT化の推進等

発注者は、指針に従い、  
入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育  
建設業者に対する指導等

#### 「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

＜平成13年度の入札・契約から適用＞

これにはファブが勇気をもって対応するか、あるいは業界として対応する必要がある。

### まとめ

施工体制台帳の作成は、建設業法が改正された平成7年6月29日から義務づけられ、下請契約書についても、一次下請は公共工事、民間工事を問わず契約金額の記載されたものを添付するようになっていたが、あまり実施はされなかったと考えられる。その理由のひとつは、行政処分として業法第28条に「指示及び営業の停止」の規定はあるが、当事者の一方からの申し立てがないと事実が明らかにならないことによると思われる。そのため発注者からの要請がなければ確実に実施されなかったと思われる。

しかし、今後は公共工事については入札契約適正化法により、発注者に作成状況の確認を義務づけているので実施されると思われるが、一方、民間工事については、何ら法律の改正はないので従前同様であると思われる。

公共工事における施工の適正化の遵守の状況を確認しつつ、これが民間工事においても実施されるよう関係先、とくに発注者に働きかけていくことが必要である。

### (2) 請負契約書に記載される請負金額について

入札契約適正化法において下請の契約金額については、発注者は、元請が調査基準価格以下の金額で落札した場合（いわゆるダンピング）には下請代金の設定についても調査することにな

っているが、通常の場合には調査することはないと判断される。

従って、公共工事において鉄骨工事の下請け代金が、元請の契約金額の内訳に対して不当に安く設定された場合でも、発注者に対して下請側から提起しないと調査対象となることはあり得ない。

今後、発注者の予定価格の積算内訳が公表されれば、それをもとに下請価格の不当性を提示していくことが必要である。

従って、民間工事においてその実施を求めるためには、下請側から発注者を通じ元請に施工体制台帳の作成とその閲覧（当事者への開示）を要請する必要がある。この要請について個々のファブが対応することは困難であると思われるので、鉄骨業界として何らかの施策を考え速やかに行動に移すことが必要であると考えられる。



# 「建築構造用鋼材の新しい品質証明方式」について

建築構造用鋼材の新しい品質証明方式は一貫した建築鉄骨の品質管理体制及び品質証明体制を整備・確立する上で、素材である鋼材の管理方式を求めらるものであり、①ミルシートだけに拠らず、ミルマーク、ステンシル、ラベル等を活用し、鋼材の規格を証明する②新たに資格者を誕生させず、証明者は製作側は鉄骨製作管理技術者、施工側は鉄骨工事管理責任者とする③流通段階では既存の納品書を活用し、追加必要事項を記載し、証明する④新たに使用鋼材を証明する書式を設定し、その活用方式を建築鉄骨品質管理機構として普及する⑤鋼材証明の事務処理を軽減し、簡素化する——などの考え方が骨子となっている。

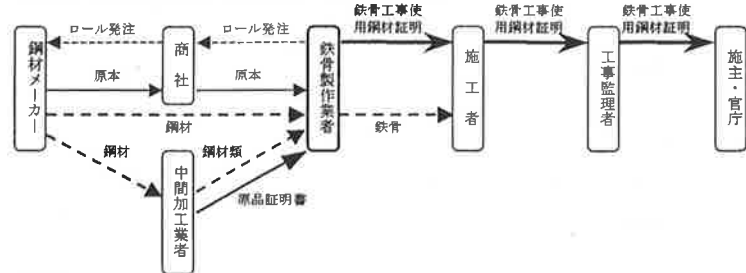
## 鋼材品質確保のフロー

鋼材品質確保のフローについては①各自工程で、建築構造用鋼材の品質を保証した証明書を発行できる②この品質を保証した証明書を「原品証明書」と呼ぶ。この証明書には、必要に応じて規格品証明書等に基づき、当該鋼材の品質データ等を記載する③この原品証明書を発行した工程（会社）は、その鋼材の品質を証明する責任を負い、当該鋼材の品質保証責任は、前工程から本工程に移行したものとみなす。ただし、規格品証明書原本等により、前工程に遡ることが可能な場合はこの限りではない④鉄骨製作者の鉄骨製作管理技術者は原品証明書に基づき「鉄骨工事使用鋼材証明書」を作成し、鉄骨工事管理責任者（又は工事管理者）に提出し、当該鉄骨における使用鋼材の証明を行う。鉄骨工事管理責任者は提出された「鉄骨工事使用鋼材証明書」を確認し、設計監理者に提出し、当該鉄骨工事における使用鋼材の証明を行う⑤この方式はSN鋼材（SN、BCR・BCP、STKN、SNR）並び

## 新しい「規格品証明書、原品証明書、鉄骨工事使用鋼材証明書」の流れ

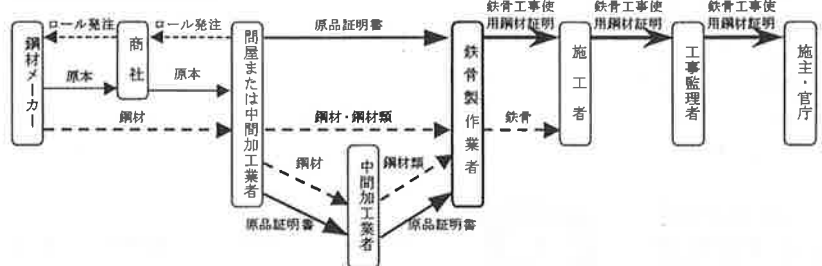
### 【ケース 1】

鉄骨製作者が商社経由で鋼材類をロール発注した場合



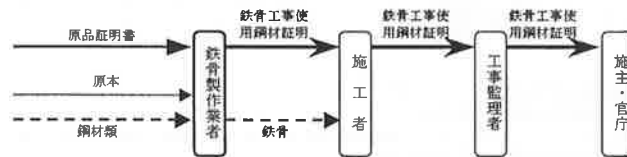
### 【ケース 2】

鉄骨製作者が規格品証明書の原本を有している間屋（または商社）または中間加工業者などから鋼材（類）を購入した場合



### 【ケース 3】

鉄骨製作者が手持ちの余材を活用した場合



にミルマーク・ステンシル等が原品に施され、識別が可能な鋼材にのみ適用する。その他の鋼材に関しては、従来の方式（規格品証明書原本、または学会裏書き方式）によることができる——となっている。

## 原品証明書

「原品証明書」とは規格品証明書（原本相当規格品証明書も含む）の添付されている鋼材の切断・切削・孔あけなどの中間加工を施す業者および一般流通業者（間屋）が少量販売する鋼材に付して発行する証明書をいう。自社工程で付加した工程の品質内容（寸法・形状・数量・原品の納入状態等）の記載のほか、前工程で証明された原品の規

格名・製造業者名・証明書番号等を必要に応じて転記する。ただし、原品毎に施されたラベル・ステンシル・ミルマーク等で表示される項目は、その記載を省略できる。本証明書には日付および当該業者名・社印担当者の署名あるいは捺印が必要である。前工程で発行された規格品証明書等は適切な期間（通常5年。法令で定められる場合はそれに従う）——となっている。

## 〈流通業者の発行する原品証明書〉

記載項目は、・日付および当該業者名、社印・担当者の署名あるいは捺印・数量・原品の納入状態（本、枚、束など）・重量・品種（形状/H形鋼、厚板、角形鋼管など）・寸法・規格名

(書式見本) No. \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

### 鉄骨工事使用鋼材証明書

工事名: \_\_\_\_\_ 構造種別 ( \_\_\_\_\_ )

鉄骨製作者名: \_\_\_\_\_  
 担当者氏名: \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 (鉄骨製作管理技術者 級: 登録番号 \_\_\_\_\_)

本工事に使用した鋼材は、下記の通りであることを証明します。

部 位	鋼 種 <sup>1)</sup>	品種(形状) <sup>2)</sup>	購入先 <sup>3)</sup>	確認手段 <sup>4)</sup>	備 考
柱	フランジ ウェブ				
	ダイアフラム				
	ベースプレート				
ブラケット (仕口)	フランジ ウェブ				
梁 (大梁)	フランジ ウェブ				
プ レ ース					
副 資 材	種 類	銘 柄	購入先 <sup>3)</sup>	確認手段 <sup>4)</sup>	備 考
溶 接 材 料					
高 力 ボ ル ト					

1. \*1は、JIS等の鋼種記号を記入する  
 2. \*2は、鉄骨製作者の鋼材購入時の品種(形状)を記入する。  
 ・円形鋼管・角形鋼管・プレートBOX・H形鋼・ビルトH・鋼板(厚板)・切板・広幅平鋼・平鋼・山形鋼・清形鋼・Y形鋼・CT鋼  
 3. \*3は、鉄骨製作者の鋼材及び副資材購入時の購入先を記入する。  
 4. \*4は、1. ラベル、ステンシル 2. 現物プリントマーク 3. 端面塗色 4a. ミルシート(原本) 4b. ミルシート(裏面)  
 5. 試験種別による証明書 6. 流通業者、中間加工業者発行の原品証明書 7. その他 とし、番号を記入する。

上記内容を確認致しました。

元請業者名 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 担当者氏名: \_\_\_\_\_ (鉄骨工事管理責任者認定登録番号: \_\_\_\_\_)

鉄骨工事使用鋼材証明書 (推奨様式)

・メーカー名 (ラベル、ステンシル、ミルマーク等により省略可)・製品番号等 (ラベル、ステンシル、ミルマーク等により省略可)・規格の証明手段 (ラベル、ステンシル、ミルマーク、端面塗色等、規格品証明書、原品証明書、試験成績書など)・添付書類 (次工程の要求により、規格品証明書等を添付し、原品証明書とすることができる)・様式 (特に定めない。ただし原品証明書なる表現がされていること)

〈中間加工業者の発行する原品証明書〉

団体規格に準拠する場合は、規格品証明書を発行。その他の場合は流通業者の発行する原品証明書と同じ。

使用鋼材証明書

流通業者および中間加工業者の発行した原品証明書に基づき、鉄骨製作管理技術者は「使用鋼材証明書」を作成するが、その記載項目は、日付および業者名、社印または製作事業所長印・

記入例 鉄骨工事使用鋼材証明書

工事名: COOLビルディング 構造種別: 工業用

鉄骨製作者: 〇〇〇〇株式会社 登録No: 〇〇〇〇  
 担当者氏名: 〇〇〇 年 月 日  
 (鉄骨製作管理技術者 級: 登録番号 〇〇〇〇)

本工事に使用した鋼材は、下記の通りであることを証明します。

部 位	鋼 種 <sup>1)</sup>	品種(形状) <sup>2)</sup>	購入先 <sup>3)</sup>	確認手段 <sup>4)</sup>	備 考
柱	フランジ ウェブ	丸形鋼管 角形鋼管	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇株式会社	ラベル ラベル	4.4 4.4
	ダイアフラム	SN鋼板	〇〇〇〇株式会社	ラベル	2.350
	ベースプレート	鋼板	〇〇〇〇株式会社	ラベル	2.350
ブラケット (仕口)	フランジ ウェブ	丸形鋼管 角形鋼管	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇株式会社	ラベル ラベル	4.4 4.4
梁 (大梁)	フランジ ウェブ	丸形鋼管 角形鋼管	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇株式会社	ラベル ラベル	4.4 4.4
プ レ ース					
副 資 材	種 類	銘 柄	購入先 <sup>3)</sup>	確認手段 <sup>4)</sup>	備 考
溶 接 材 料					
高 力 ボ ル ト					

1. \*1は、JIS等の鋼種記号を記入する  
 2. \*2は、鉄骨製作者の鋼材購入時の品種(形状)を記入する。  
 ・円形鋼管・角形鋼管・プレートBOX・H形鋼・ビルトH・鋼板(厚板)・切板・広幅平鋼・平鋼・山形鋼・清形鋼・Y形鋼・CT鋼  
 3. \*3は、鉄骨製作者の鋼材及び副資材購入時の購入先を記入する。  
 4. \*4は、1. ラベル、ステンシル 2. 現物プリントマーク 3. 端面塗色 4a. ミルシート(原本) 4b. ミルシート(裏面)  
 5. 試験種別による証明書 6. 流通業者、中間加工業者発行の原品証明書 7. その他 とし、番号を記入する。

上記内容を確認致しました。

元請業者名: 〇〇〇〇株式会社 年 月 日  
 担当者氏名: 〇〇〇 (鉄骨工事管理責任者認定登録番号: 〇〇〇〇)

鉄骨工事使用鋼材証明書 (記入例)

原品証明書 送り状

〇〇〇〇鋼材株式会社 社印: 〇〇〇〇

品名	規格	数量	単位	備考
丸形鋼管	φ100 × 6	100	本	
角形鋼管	100 × 100 × 6	50	本	
鋼板	SN 1000 × 2000	10	枚	
鋼板	1000 × 2000	5	枚	
高力ボルト	M12	1000	個	
溶接材料	Y82-G	10	kg	
合計				

納品書 株式会社〇〇〇〇鋼材 社印: 〇〇〇〇

品名	規格	数量	単位	備考
丸形鋼管	φ100 × 6	100	本	
角形鋼管	100 × 100 × 6	50	本	
鋼板	SN 1000 × 2000	10	枚	
鋼板	1000 × 2000	5	枚	
高力ボルト	M12	1000	個	
溶接材料	Y82-G	10	kg	
合計				

原品証明書 (送り状と納品書)

鉄骨製作管理技術者の登録No、署名、捺印・部位 (柱、梁、プレース等の主要構造部材および副資材 (溶接材料、高力ボルト)・品種 (形状/H形鋼、厚板、角形鋼管等)・規格名・規格の確認手段 (ラベル、ステンシル、ミルマーク、端面塗色等、規格品証明書、原品証明書、試験成績書など)・購入先・添付書類 (原則として添付しない。ただし、次工程の要求があった場合は、協議の上、ラベル、規格品証明書、原品証明書、試験成績書等を添付することもできる)・様式 (推奨様式を別に示す)

# 「東京都における鉄骨工事の受入れ検査」の取り扱いについて

この受入れ検査の方法については、「鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱」に定められている。次に関係条文等を掲げる。

鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱

## 1. 適用の範囲等

この要綱は、原則として延べ面積50㎡を超える建築物またはこれらの構造を一部に用いる建築物の鉄骨工事（以下、鉄骨工事）について適用する。

## 2. 設計図書に記載すべき事項

設計者は、鉄骨造等の建築物の構造耐力上主要な部分の構造について、確認申請書の設計図書に次の各項に掲げる事項について記載するものとする。

### 1) 接合部に関する事項

- (1)接合部の構造形式
- (2)溶接の種類
- (3)溶接継ぎ目の形式
- (4)高力ボルトの接合方法

### 2) 受入れ検査の実施に関する事項

(1)工事監理者及び工事施工者が鉄骨工事の各段階において実施する「受入れ検査」（「第4に掲げる工場製作に関する検査及び工事場製作に関する検査」）等の事項及び方法

(2) (1)の受入れ検査等を第三者に依頼する場合の指定及び契約等に関する条件

(3)溶接部の受入れ検査に関する検査方法（試験方法、検査ロットの構成、抜き取り方法など）及び合否判定基準

(4) (3)の溶接部の受入れ検査を第三者に依頼する場合の指定及び契約等に関する条件

(5)受入れ検査を実施する者の資格等の条件

## 3. 受入れ検査等の項目

受入れ検査等は、次の各項に掲げる項目を標準とする。これらの場合の判定基準は、設計者が設計図書で指定する仕様書等の規準または(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説JASS 6鉄骨工事」、「鉄骨工事技術指針」及び「鉄骨精度測定指針」等（以下、JASS 6など）によるものとする。

### 1) 工場製作に関する検査

- (1)鉄骨加工工場の選定及び選定に伴う調査等
- (2)鉄骨製作要領書及び品質管理・検査要領書などの審査
- (3)工作図等の審査
- (4)現寸検査等
- (5)使用する鋼材及び溶接材料の確認
- (6)組立検査
- (7)鉄骨加工業者が実施した社内検査状況の確認
- (8)製品検査（寸法、精度その他の検査）
- (9)溶接部の検査（外観及び超音波探傷による検査）
- (10)不具合処理後の検査（外観及び超音波探傷による検査）
- (11)その他工事監理者又は工事施工者が指定する事項

### 2) 工事場製作に関する検査（略）

## 4. 溶接部の受入れ検査に関する検査方法及び合否判定基準

溶接部の受入れ検査に関する検査方法及び合否判定基準は、施行令第67条第2項を基準に次の各項に掲げる通りとする。

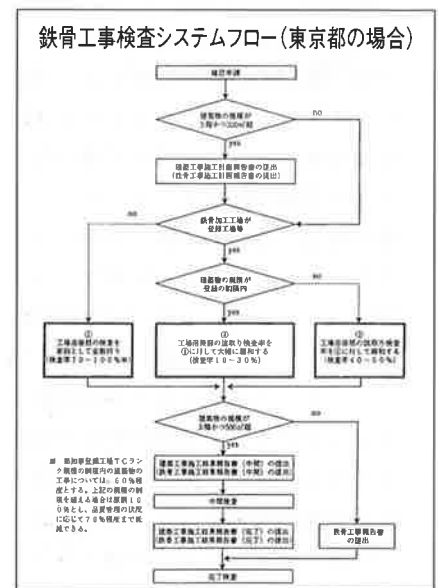
### 1) 検査ロットの構成

溶接部の検査は、全数又は抜き取りによるものとし、抜き取りによる場合の検査ロットの構成は、設計者が指定する仕様書の基準、またはJASS 6等によるものとする。

### 2) 抜き取り方法

検査ロットについての抜き取り方法及び抜き取り数等は、下記によるものとする。

- (1)東京都の登録工場もしくは知事が同等と認める工場（以下、認定工場）は、設計者が指定する仕様書の基準、又はJASS 6等によるものとする。
- (2)東京都の登録工場もしくは認定工場以外の工場が行う溶接工事は、原則として抜き取り数は全数とし、当該工場の品質管理状況に応じて検査率を設定するものとする。
- (3)東京都の登録工場もしくは認定工場の分類による規模制限を超えた建築物の工事を行う場合は、抜き取り検査率を上げるものとする。
- (4)工事場で行う溶接工事の場合は、原則として抜き取り数は全数とする。



※国土交通大臣認定工場の場合、抜き取り検査率が大幅に緩和されている。

鉄骨工事（特記の例）

(5) 接合部の検査  
 ④ 溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数			備考
		社内	第三者	工事監理者	
④溶接部	超音波探傷試験	100%	30%	30%	
	目視検査	100%	30%	30%	
	マクロ試験・その他				
第三者検査機関名 東京（工事監理者が指定する） 第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代替させるために自ら契約した検査会社をいう。 <small>注）工事現場検閲等については別項として第三者による合意検査を行うこと。</small>					

## 賛助会員一覧

会社名	〒	本社・所在地 東京都内営業所所在地	代表者 担当	役職名	TEL	FAX	取扱主商品
大日本塗料(株)	554-0012	大阪府大阪市此花区西九条6-1-124	豊松正文	代表取締役社長	06-6466-6661	06-6462-0788	塗料全般
	144-0052	東京都大田区蒲田5-13-23 蒲田シティビル	岩崎隆治	課長代理	03-5710-4501	03-5710-4520	TD-PR
大同生命保険 相互会社	103-0027	東京都中央区日本橋2-7-9 住友日本橋ビル	阿部俊昭	専任地区営業部長	03-3241-4311	03-3278-9676	生命保険
	103-0027	東京都中央区日本橋2-7-9 住友日本橋ビル	國領慎吾	専任地区営業部長	03-3241-4343	03-3274-5924	
エヌケーケー トレーディング(株)	103-0005	東京都中央区日本橋久松町4-4 糸重ビル6F	堀道洋	建築部 部長	03-3660-1511	03-3660-1528	建材商品
	103-0005	東京都中央区日本橋久松町4-4 糸重ビル6F	中野政明	係長	03-3660-1511	03-3660-1528	
野水鉄興(株)	101-0037	東京都千代田区神田西福田町3	野水清志	代表取締役	03-3256-0271	03-3256-0265	一般鋼材、非鉄化成 品
	101-0037	東京都千代田区神田西福田町3	助川勝英	営業部長	03-3256-0271	03-3256-0265	
愛知産業(株)	141-0001	東京都品川区北品川5-3-20	井上裕之	取締役社長	03-3447-0201	03-3449-2143	各種溶接機器、溶接 用ワイヤー他、溶接 関連機器他
	141-0001	東京都品川区北品川5-3-20	原田滋	営業第一部長	03-3447-0201	03-3449-2149	
(株)ドッドウエル ビー・エム・エス	104-0061	東京都中央区銀座1-14-9 銀座スワロービル	佐々木秀吉	代表取締役社長	03-3561-9331	03-3561-9330	CAD
	160-0023	東京都新宿区西新宿8-4-1	中村泰章	支店長	03-3371-1541	03-3371-1510	
ダイニッカ(株) 東京支店	104-0032	東京都中央区八丁堀1-9-5	横地將男	代表取締役	03-3552-3151	03-3552-0672	全構協指定塗料 錆止め塗料
	104-0032	東京都中央区八丁堀1-9-5	宮本仁		03-3552-3163	03-3552-3162	
(有)丹治 アメリカンファミリー 生命保険会社 特別代理店	344-0012	埼玉県春日部市六軒町248-8	丹治真喜子	代表取締役	048-735-9690	048-735-9740	がん保険、介護保険、 医療保険、終身保険
	101-0053	東京都千代田区神田駿河台2-2 お茶の水 香雲ビル	大圃巧	支社長	03-3219-7171	03-3219-7180	
富士見興業(株)	166-0003	東京都杉並区高円寺南1-27-11	名取孝人	代表取締役	03-3314-1430	03-3314-5818	工業用ガス 溶接材料 機械、工具
A I U 保険会社 青林保険事務所	110-0015	東京都台東区東上野3-18-7 上野駅前ビル3F	金子直行	代表者	03-3839-7216	03-3839-7548	損害保険商品
(株)正栄商会	136-0071	東京都江東区亀戸6-55-20	岡田勝	代表取締役	03-3682-7821	03-3685-6422	皮手袋、ガウジング 棒、ブラックスタブ、 溶接面及びガラス
	136-0071	東京都江東区亀戸6-55-20	角谷利雄	営業担当	03-3682-7821	03-3685-6422	

## 第16回通常総会 (予告)

日時：平成14年5月16日 午後3時～5時  
(場所：未定)

## 編集後記

「鍛冶屋」を振り出しに、この道一筋40年、我ながらよくやってきたものだ。他国の動乱、鋼材不足、円高やオイルショックなど度重なる試練も乗り越えて、またバブル期にはすべての業種が好景気に恵まれて、工場の増設、設備の増強、図面はドラフターからCADに、見積書、各書類はパソコンに。工場では多関節溶接ロボット、3方多軸、開先加工機、ショット・プラストなど増設増強することができ、その間の社員の鉄骨に対する心構え、技能、技術の指導や各技術資格修得など、この業界におけるハード・ソフト両面の業界充実の道程を振り返るに東構協の先輩諸氏のご苦勞には心より感謝いたし

ます★さて、昨今の景気情勢はどうであろうか。各紙、各業界、各社それぞれ揃って不況、不況の見出し、言葉が目、耳にあまる。しかしながら、人類がこの地球に生活を営む以上、われわれのこの業界が消滅することはない。誰かが生き残り、誰かが去っていく。——自由主義経済の掟である。たが、あまりにも急激にバブルが崩壊し、その後の後遺症は今なお景気回復を妨げている。これから、業界の正念場である★歪みを是正し、専門工事業者である誇りを忘れず、営々と培ってきたプロとして前を向いて、元気を出して頑張っていこう。自分の足元をよくみよう。社員一人ひとりが一日の経費を含め幾ら必要なのか、算数でなく算術をやってみる。仕入れ+人工=製品価格である。生き残るためにもリ

ストラではなく、どこまで経費を削減できるかが大切だと思う。必然的に要求される管理能力、技能技術力、団結力、不具合ゼロの達成、一人ひとりのレベルアップの向上などがコスト削減に通じ、コストダウンではなく最高の品質を、適正価格で、顧客に提供できることはこの上なく幸せである★われわれの業界も急速な発展変化に伴う歪みを是正し、次世代の若きバイタリティー溢れる若者諸氏に希望の持てる業界にしなければならぬ。それがこの業界発展の使命でもあり、明日に向かって突き進む若駒の糧としてなすべき重大な事柄に思える。最後に「意思あるところに道がある」、「忍耐は苦しいが、その報いは快い」——の格言を加筆したい。

(東京建鉄(株)社長、佐々木 義弘)